

熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領 Q&A

- Q 1. 「熱中症対策に資する現場管理費補正」ではどのような対策が対象となるのですか。
- A 1. 工事現場の熱中症対策として、主に作業員個人に対する熱中症対策費用が該当します。
- 《例》
塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、熱中症対策キット、空調機能付き作業服等
- Q 2. 真夏日の算出について、休日（土日祝）や現場閉所日の該当日を含めるのですか。
- A 2. 分子である「工事期間中の真夏日」には含めません。
分母となる「工事期間」は休日や現場閉所日を含めた日数とします。（要領のとおり年末年始や夏期休暇等は含めません。）
- Q 3. 工事期間に含まない期間で、「夏季休暇分として3日間」とあるが、夏季休暇を考慮する期間はいつからいつまでですか。
- A 3. 夏季休暇3日間は、実際に受注者が休日とする日とし、受注者が3日以上の日とした場合でも3日間を工事期間から差し引き、それ以上の日数は工事期間に含めることとします。年末年始の6日間も同様の考えとします。
- Q 4. 工事の一部中止期間は、工事期間に含めるのですか。
- A 4. 工事の一部中止期間は工事期間に含めます。工事の全部中止期間については、工事期間に含めません。
- Q 5. 真夏日に1日も作業をしていない場合でも、補正できるのですか。
- A 5. 真夏日が0日の場合は、算出式により補正值は0%となります。
- Q 6. 工事期間は後片づけ期間までとあるが、変更設計作成はもっと早い時期になることが多いと思われます。具体的にどのような運用になるのですか。
- A 6. 本試行による現場管理費の補正は最終変更設計書により補正するため、後片づけが工期末となる場合、ある時点で真夏日の集計を打ち切り、実績確認を行う必要があります。要領のとおり最終変更設計の作成開始日までを工事期間として、受注者との協議によりその日にちを決定することになります。
- Q 7. 受注者からの計測結果報告時の提出資料は、何を添付するのですか。
- A 7. 補正值を算出する根拠として、工事期間、真夏日日数を確認できる資料であれば受注者の任意様式で構いません。